

下水道使用料見直しに向けた審議会の開催について

「下水道使用料」はどうやって決まるのですか？

下水道使用料は「荒尾市下水道条例」で決められています。



「荒尾市下水道条例」はどうやって決まるのですか？

荒尾市下水道条例の改正には「荒尾市議会」の賛成（議決）が必要です。

企業局が「荒尾市議会」に提案するんですね。

荒尾市議会に提案する前に、下水道使用料見直しについて審議会へ調査審議を求め（諮問）その結果（答申）について荒尾市で整理を行った後「市議会に提案」します。

荒尾市上下水道事業運営審議会条例（抜粋）

第2条 審議会は、企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

- （1）市の経営する水道事業及び下水道事業の運営に関すること。
- （2）その他管理者が水道事業及び下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

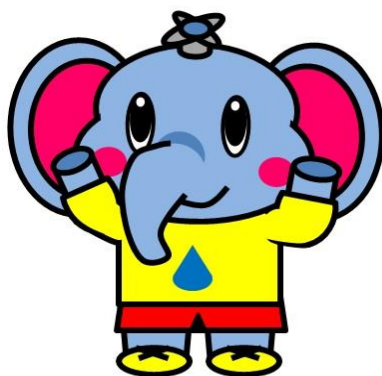
今後の審議会は「下水道使用料見直し」について調査審議を行っていただく予定です。



下水道使用料見直しに向けた審議会のスケジュール（案）

| | | |
|----------------|-------------------|--|
| 令和7年12月上旬 | 第1回下水道使用料見直し審議会 | ①下水道使用料見直しの諮問 ②荒尾市下水道使用料の現状 ③下水道使用料見直しが必要な理由 |
| 令和8年 1月～3月頃 | 第2回下水道使用料見直し審議会 | 下水道使用料見直しの方向性 ・基本料金体系 ・資産維持費の検討 ・改定率について |
| 令和8年 4月～6月頃 | 第3回下水道使用料見直し審議会 | 下水道使用料見直しについて ・使用料見直し案の提示 ・長期財政の確認について |
| 令和8年7月頃 | 第4回下水道使用料見直し審議会 | 下水道使用料見直しについて ・使用料見直し案の検討（予備日） ・今後のスケジュールの確認 ・下水道使用料見直し答申（案）の検討 |
| 令和8年8月中旬 | 下水道使用料見直し答申（会長のみ） | 会長から企業管理者へ答申 |

※ スケジュール内容については、変更の可能性があります。



(使用料の算定の方法)

第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表の区分に定めるところにより算定して得た額の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

| 汚水の種類 | 使用料（月額） | |
|--------|---------------------------------|--|
| | 基本料金 （円．銭） | 超過料金 （円．銭） |
| 一般汚水 | 10m ³ まで 1,650.00 | 10m ³ を超え20m ³ まで（1m ³ につき） 198 |
| | | 20m ³ を超え30m ³ まで（1m ³ につき） 214.5 |
| | | 30m ³ を超え50m ³ まで（1m ³ につき） 236.5 |
| | | 50m ³ を超える場合（1m ³ につき） 253 |
| 公衆浴場汚水 | 10m ³ まで 1,650.00 | 10m ³ を超える場合（1m ³ につき） 22 |

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外のものをいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた浴場又は温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を利用する浴場から排出される汚水をいう。
- 3 料金には、消費税及び地方消費税を含む。

「市議会に提案」します。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、荒尾市水道条例第28条第1項及び第29条の規定を準用する。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水、又は水道水と水道水以外の水を併用した場合の使用水量は、使用者の態様を勘案し、管理者が認定する（認定のために必要な場合は、使用者に計測の装置を取り付けさせる。その費用は、使用者の負担とする。）。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。